

砥部町保育施設等の利用調整に関する要綱

令和 4 年 3 月 25 日

砥部町告示第 58 号

(趣旨)

第 1 条 この告示は、児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 24 条第 3 項の規定による保育施設等（保育所、認定こども園（子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号。以下「法」という。）第 27 条第 1 項の確認を受けたものに限る。）又は家庭的保育事業等（家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業又は事業所内保育事業（法第 29 条第 1 項の確認を受けたものに限る。）をいう。以下同じ。)) の利用にかかる調整（以下「利用調整」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(利用調整の対象児童)

第 2 条 保育施設等の利用調整の対象児童は、法第 19 条第 1 項第 2 号及び第 3 号に掲げる小学校就学前子どもとする。

(利用調整)

第 3 条 保育施設等の利用を希望する小学校就学前子どもの数が、受入可能人数を超える場合に、利用調整を行うものとする。

2 利用調整については、別表に定める選考基準表により指数を算定し、当該指数の高い小学校就学前子どもから保育施設等を優先的に利用できるものとする。

(その他)

第 4 条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。

附 則（平成 28 年 10 月 21 日砥部町告示第 148 号）

この告示は、公表の日から施行する。

附 則

この告示は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

別表（第3条関係）

選考基準表

○基準指数

区分	保 護 者 の 状 況 (同居の親族その他の者が児童の保育に当たれない場合に限る。)			指数		
				父	母	
就 労	常 勤 パ ー ト	月160時間以上	会社員、公務員、パート、アルバイト等雇用されている者 自営業（農業・漁業・林業を含む）及び内職に従事する者	10	10	
		月120時間以上		8	8	
		月90時間以上		6	6	
		月60時間以上		4	4	
出産等	出産	出産前8週間及び出産後8週間の間にある者			-	8
疾病障害	疾病入院		概ね1月以上入院する場合	10	10	
	居 宅 療 養	常時寝たきり	疾病等のため概ね1月以上の寝たきりの状況になった者	10	10	
		長期安静	医師が長期加療（安静）を要すると診断した者	8	8	
		一般療養	医師が概ね1月以上加療（安静）を要すると診断した者	6	6	
	障 害	重度	・身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳等を所持する者 ・上記と同程度と判断できる者	10	10	
		中度		7	7	
		軽度		4	4	
看護・介護	入院付添	月160時間以上	概ね1月以上の入院の付き添いに当たる者 別居の親族の介護に当たる者	10	10	
		月120時間以上		8	8	
		月90時間以上		6	6	
		月60時間以上		4	4	
	居 宅 内 介護	全介護	重度障害者等の全介護	10	10	
		常時観察	常時観察と介護を必要とする場合（要介護3以上）	8	8	
		上記以外	上記以外の同居親族の介護・看護にあたる場合	4	4	
家庭災害	居宅等の災害		火災、風水害、地震等による被害の復旧に当たる者	10	10	
求職活動	3ヵ月以内		求職活動（起業準備含む）を継続的にしている者	3	3	
就学、技能習得等	月160時間以上		各種学校に就学、職業訓練を受けている場合	10	10	
	月120時間以上			8	8	
	月90時間以上			6	6	
	月60時間以上			4	4	
虐待・DV			児童虐待を行っている又は再び行われるおそれがある。 配偶者からの暴力により保育が困難	20		
その他	長期不在		単身赴任、死亡、離別、行方不明、拘禁の場合	10	10	
	その他		上記以外の理由で明らかに保育できない場合	10	10	

○調整指数

入所継続		前年度から引き続き児童が入所する場合	+10
兄弟姉妹入所（当項目内での重複不可）	兄弟姉妹が入所している保育施設等へ申し込む場合		+2
	兄弟姉妹（多胎児を含む）が同じ保育所等を同時に申し込む場合		+1
地域型保育の卒園生	地域型保育利用者で年齢制限により継続利用ができない場合		+10
保育施設従事者	保護者が保育士、幼稚園教諭又は保育教諭として町内の保育施設等で就労（常勤）する場合		+10
世帯の特殊事情	ひとり親	死亡、離婚、行方不明、拘禁の場合	+2
	生活保護	生活保護法による被保護世帯	+2
	障害児保育	児童が障害を有する場合（障害手帳または療育手帳受給者）	+1
	その他	保育料の未納がある場合	△10
同居者の状況	65歳未満	保育ができると見込まれる65歳未満の同居親族等がいる世帯	△5

優先順位

第1段階	総合指数の高い世帯
第2段階	基準指数の高い世帯
第3段階	保育施設等希望順位の高い者
第4段階	小学生以下の子どもの人数の多い世帯
第5段階	入所年齢の大きい順

備考

- 1 選考は、父母の基準指数に調整指数を加えて総合指数とする。
- 2 各年度の当初において、既に入所している児童が引き続き入所する場合であっても、新規の入所希望者と区別せず指数を算定し、選考を行う。